
津南町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

津南町

目次

公共施設等総合管理計画について.....	1
第1章 津南町の概要.....	2
1 町の概況.....	2
2 公共施設等の状況.....	3
3 人口動向.....	9
4 財政の現況と課題.....	10
5 更新費用の推計.....	12
6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計.....	21
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	24
1 現状や課題に関する基本認識.....	24
2 計画の目的.....	25
3 計画期間.....	25
4 計画の構成について.....	25
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	25
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	28
1 集会施設.....	28
2 文化施設.....	28
3 図書館.....	28
4 博物館等.....	29
5 スポーツ施設.....	29
6 レクリエーション・観光施設.....	30
7 学校.....	30
8 その他教育施設.....	30
9 保育園.....	31
10 高齢福祉施設.....	31
11 保健施設.....	31
12 庁舎.....	32
13 その他行政系施設.....	32
14 公営住宅.....	32

15 公園.....	33
16 その他.....	33
17 道路.....	34
18 橋りょう.....	34
19 上水道（簡易水道）.....	35
20 下水道（農業集落排水施設を含む）.....	35
21 病院.....	35
第4章 フォローアップの実施方針.....	36
1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	36
2 フォローアップの進め方について.....	36
3 町議会や町民との情報共有について.....	36

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満を切り捨て、延床面積等は単位未満を四捨五入の端数処理することを基本としています。このため、各数値の合計が表記される合計欄の数値と一致しない場合があります。

② 調査時点と年度表記について

本計画に掲載する数値は、平成27年度（平成28年3月31日に終了する事業年度）を基本としています。それ以外の時点の情報を利用する場合は、その旨を注記しています。

③ %（パーセント）表記について

「%（パーセント）」表記は小数第2位を四捨五入しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。

④ 複合施設の計上について

複合施設は、それぞれの分類毎に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

公共施設等総合管理計画について

(1) 公共施設等総合管理計画の策定の背景

本町では、社会的ニーズに対応するため、昭和 50～60 年度を中心に多くの公共施設の整備を進めてきました。その結果、平成 27 年度末現在では建物数 106、面積で 129 千㎡に及び公共施設を有し、町民の皆さんにご利用いただいています。

しかしながら、この時期に整備された公共施設は既に相当な年月が経過しており、施設の老朽化を始め、人口構造や社会的ニーズの変化など多くの課題が出てきています。

今後、少子化・高齢化が進み人口構造が大きく変化し、財政状況の厳しさが増す中で、改築時期を迎える多くの施設にどのように対応していくのか、また、公共施設そのものをどうしていくべきなのか、検討しなければならない時期が来ています。

国においては、平成 25 年 11 月 29 日、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」をとりまとめました。

今後は、国を始め、地方公共団体や民間企業等の様々な公共施設の管理者が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、町民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を実現する必要があります。

(2) 公共施設等総合管理計画の目的

インフラ長寿命化基本計画に基づき、町が管理するあらゆる公共施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「津南町公共施設等総合管理計画」を策定します。

これに基づき、新設から撤去までの、いわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要な公共施設の機能を発揮し続けるための取組を実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげ、資産全体の効用の最大化を図り、安心・安全で適切なサービスを提供することを目的とします。

(3) 計画期間

平成 28 年度(2016 年度)から平成 57 年度(2045 年度)までの 30 年間とします。

第1章 津南町の概要

1 町の概況

本町は新潟県の最南端にあつて、長野県と境を接しています。町の南西から北東に流れる信濃川と、これに合流する志久見川・中津川・清津川の河川に沿って、雄大な河岸段丘が形成されています。冬期間が長く、日本有数の豪雪地帯である一方、夏は北西の涼風に恵まれ、高原性のさわやかな気候が続きます。

本町一帯は、河岸段丘を利用して先史時代より人々が生活を営み文化を築いてきたことが伺われ、町の各地に縄文時代の遺跡が見受けられます。

明治34年の配置分合で外丸・上郷・芦ヶ崎・秋成・中深見・下船渡の6か村になり、昭和30年1月1日、町村合併促進法によりこの6か村が合併して津南町が誕生しました。その後昭和31年に本町の田代と旧中里村米原の境界変更をし、現在に至っています。

本計画では、下船渡地区、外丸地区、上郷地区、芦ヶ崎地区、秋成地区、中深見地区、の6つの地区に区分して、施設等の整理を行います。

2 公共施設等の状況

(1) 公共施設の概況

平成27年度末時点で本町が保有する公共施設は106施設（総延床面積129,167㎡）です。これらの施設を、総務省が用いる区分（大分類・中分類は総務省更新費用試算ソフトに準拠）や本町の公共施設の実情に即した区分（小分類）により分類しました。

表 1-1 対象施設の一覧

会計名	大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積(㎡)	老朽化度(%)
普通会計	町民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター	4	1,175	65.04
			公民館	1	1,476	
		文化施設	文化会館	1	548	
	社会教育系施設	図書館	図書館	1	156	60.42
			博物館等	2	1,906	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	2	4,103	74.24
			プール	1	527	
			屋外運動場	1	139	
			その他スポーツ施設	1	1,515	
		レクリエーション施設・観光施設	観光施設	1	30	
	学校教育系施設	学校	小学校	8	21,798	61.66
			中学校	1	7,340	
		その他教育施設	給食センター	1	492	
			教員住宅	6	1,961	
	子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	9	4,845	60.63
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉施設等	2	1,343	62.75
			保健施設	1	520	
	行政系施設	庁舎等	庁舎	1	4,464	89.18
			その他行政系施設	備蓄倉庫	1	
		その他行政系施設		3	1,370	
	公営住宅	公営住宅	町営住宅	5	7,146	80.76
			子育て支援住宅	6	947	
	公園	公園	管理棟	1	86	3.18
その他	その他	駐車場	5	1,129	67.62	
		その他	8	4,247		
		普通財産	33	59,658		
計				106	129,167	-

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※小分類は、総務省更新費用試算ソフト内の施設名称例を参考に分類しました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

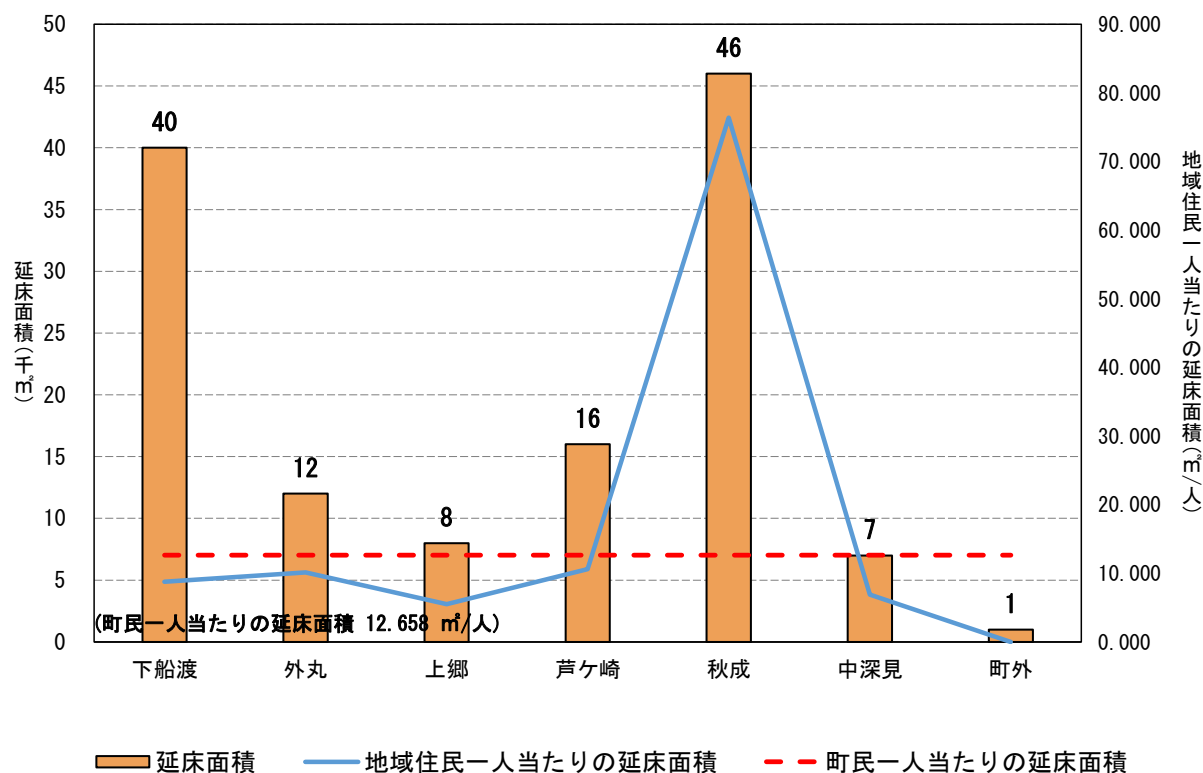
※老朽化度とは各類型における老朽化の度合いを指します。

計算式：経過年数÷耐用年数＝1棟毎老朽化度

(A棟延床面積×A棟老朽化度+B棟延床面積×B棟老朽化度+C棟…)÷中分類延床面積合計
＝中分類毎老朽化度

(2) 普通会計公共施設の地域別の状況

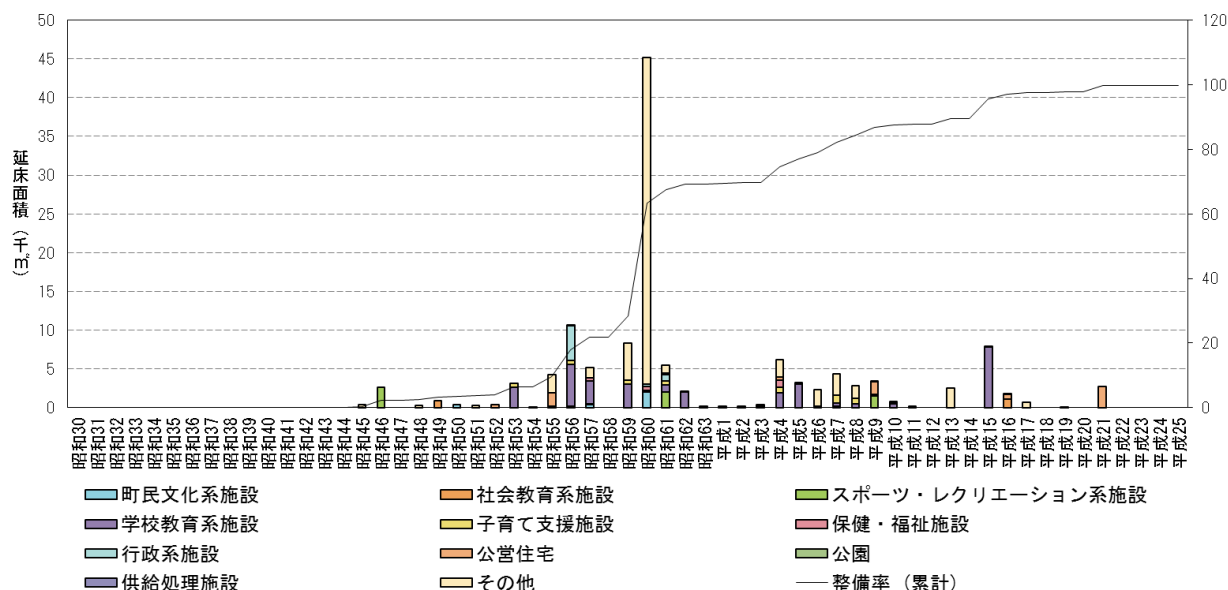
図 1-1 地域別の延床面積と住民一人当たりの延床面積(平成 27年度)



地域別延床面積で見ると、人口の44.8%を占める下船渡地区が40千㎡(30.8%)、人口の5.9%を占める秋成地区が46千㎡(35.9%)となっています。地域住民一人当たりの延床面積では、人口が比較的少ない秋成地区で面積が大きく、上郷地区で面積が小さくなっています。秋成地区にはニュー・グリーンピア津南が含まれるため面積が大きくなっています。

(3) 普通会計公共施設の年度別の設置状況

図 1-2 大分類別の建築年度別延床面積の推移



本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和53年度から昭和62年度にかけて整備が集中しています。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55年度以前に整備された施設は9.6%にのぼり、安心・安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。昭和55年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、スポーツ・レクリエーション系施設や学校教育系施設が多くを占めます。

(4) 公共施設のコスト状況

本書では、コスト状況を「コスト」「フルコスト」「ネットコスト」の概念を用いて分析しました。各用語の定義は下記のとおりです。

用語	内容式	意味・用法
コスト	維持管理費＋事業運営費	修繕費や光熱水費、人件費など施設の運営全般に要する費用。
フルコスト	コスト＋減価償却費	建物の取得に要した費用（減価償却費）をコストに加えた費用。 施設の将来的な建替え更新なども見据えた費用全体を把握し、施設を維持する期間全体において必要な1年あたりの金額を把握します。
ネットコスト	フルコスト－収入	フルコストから収入を除いた費用。 減価償却費を含めた支出と収入の差額によって、長期的に財政負担が大きい施設の特定などに役立ってます。

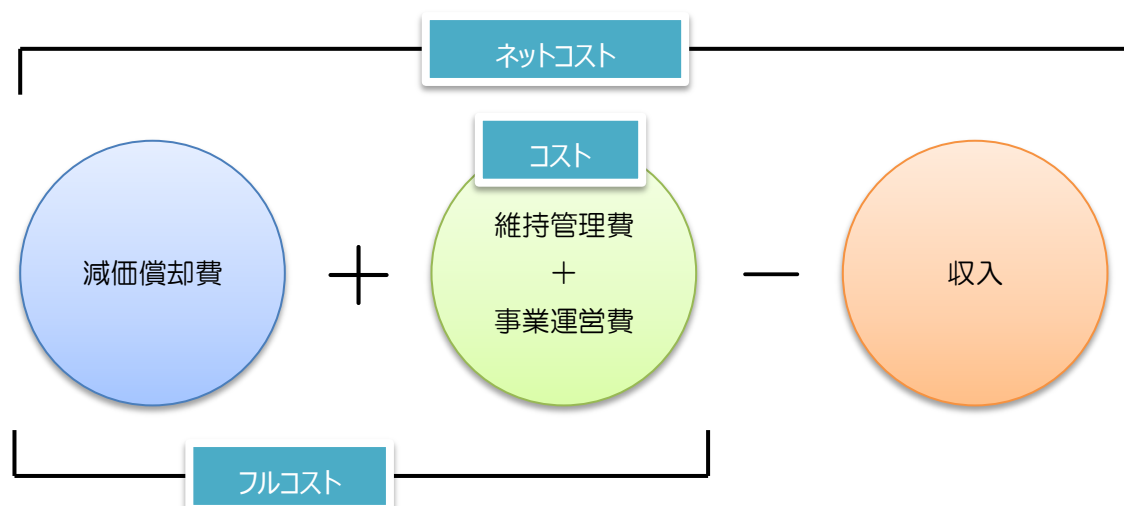


表 1-2 大分類別の行政コスト計算書(平成 27 年度)

(単位:百万円)

大分類名	維持 管理費	事業 運営費	コスト	減価 償却費	フルコスト	収入	ネットコスト
町民文化系施設	10	7	17	0	17	0	17
社会教育系施設	15	35	51	0	51	1	49
スポーツ・レクリエーション	16	23	39	0	39	0	39
学校教育系施設	35	128	164	46	210	6	203
子育て支援施設	17	141	158	0	158	58	99
保健・福祉施設	9	10	19	1	21	7	14
行政系施設	22	8	30	1	32	0	31
公営住宅	5	0	5	14	20	26	-6
公園	7	0	8	0	8	0	8
その他	52	25	77	13	91	24	67
合計	191	380	572	77	650	125	524

※本表は、円単位で集計し単位未満で切り捨ての端数処理をしているため合計が合わない場合があります。

平成 27 年度における公共施設全体のネットコストは約 5.24 億円です。大分類別で見ると、フルコスト上位の学校教育系施設、子育て支援施設、社会教育系施設のうち、子育て支援施設は各施設における収入も多いため、ネットコストは低くなります。ネットコストの合計でみると、学校教育系施設が約 2.03 億円で最も大きく、次に子育て支援施設の約 0.99 億円が続きます。

(5) 特別会計の施設

特別会計が有する公共施設は、簡易水道特別会計では浄水場、ポンプ場、配水池等、下水道事業特別会計では浄化センター、ポンプ場等、農業集落事業特別会計では、汚水処理施設等を有しています。

(6) 公営企業の施設

病院事業会計は、津南病院と医師住宅を有しています。

(7) インフラの状況

町が管理するインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道）の各総量は以下の通りです。

① 道路

[分類別（実延長と道路面積）]

種別	実延長(m)	面積(m ²)
1級町道	41,733	232,448
2級町道	49,870	256,161
その他の町道	215,143	917,145
合計	306,746	1,405,754

② 橋りょう

橋りょうは総延長 757m、総面積 2,623 m²を有しています。

③ 上水道

[管種別延長]

種別	延長(m)
導水管	28,654
送水管	2,298
配水管	111,411
合計	142,363

④ 下水道

[管径別延長]

管径別	延長(m)
250mm 未満	127,752
250～500mm 未満	12,514
500～1000mm 未満	12,514
1000～2000mm 未満	482
2000～3000mm 未満	—
3000mm 以上	—
合計	153,262

3 人口動向

(1) 津南町全体の人口の推移と推計

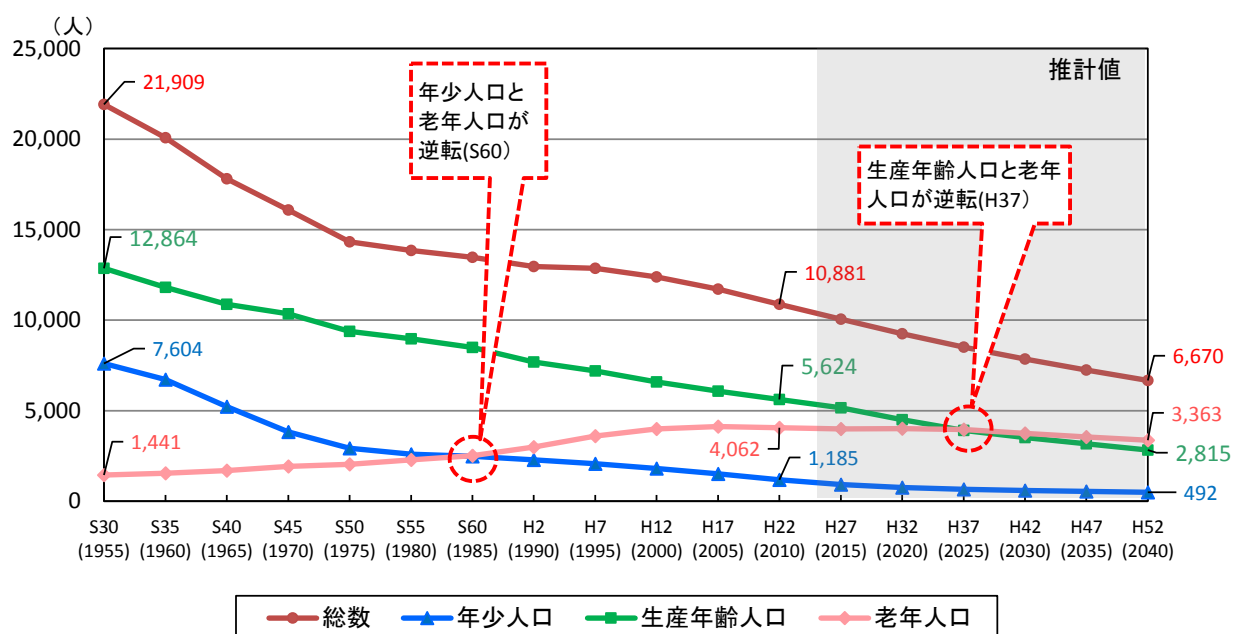
本町の人口は、昭和30年の21,909人をピークに減少を続けており、平成27年には10,029人となっております。国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した試算によると、平成52年の人口は6,670人と平成27年に比べて3,359人余り減少するとされています。

また、年齢区分別の人口構成割合をみると、年少人口(0~14歳)は、昭和35年に人口の33.5%を占めていましたが、平成27年には9.9%に減少しています。老年人口(65歳以上)は、昭和35年に人口の7.7%を占めていましたが、平成27年には39%に増加しています。国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、平成52年には人口構成割合では年少人口は7.4%、老年人口は50.4%になると推計されています。

全国的に人口減少、少子高齢化が進んでいますが、本町においても同様の状況であることがわかります。

このように、本町においては、人口減少に伴う公共施設等の整理統合および少子高齢化に伴う町民ニーズに即した公共施設等の見直しが急務となっています。

図1-3 本町全体の人口推移



※本頁の人口推移は、国勢調査¹に基づく人口を用いて実施しています。他頁では住民基本台帳²を用いた人口を用いているため、本頁と他頁の総人口は一致しません。

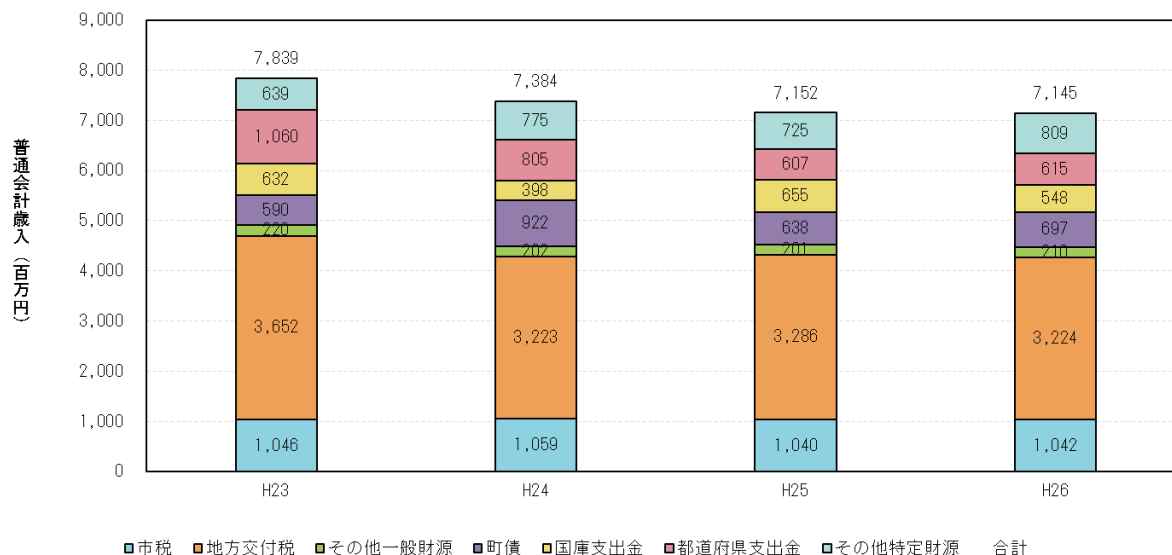
¹ 国勢調査とは、5年ごとに全ての人及び世帯を対象として実施される国の統計調査です。

² 住民基本台帳とは、市町村が管理する住民票を世帯ごとに編成し作成する公簿です。

4 財政の現況と課題

(1) 歳入

図 1-4 普通会計歳入の推移



本町の平成 26 年度の普通会計の歳入は 71 億円です。その内訳は、地方交付税が 32 億円と最も多くおよそ 5 割を占め、次いで町税が 10 億円、その他特定財源の 8 億円となっています。

歳入の推移をみると、近年は減少傾向にあります。

町税については、横ばいで推移しています。

地方交付税は、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて減少した後、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて横ばいで推移しています。

その他一般財源は、地方譲与税や地方特例交付金などが含まれており、横ばいで推移しています。

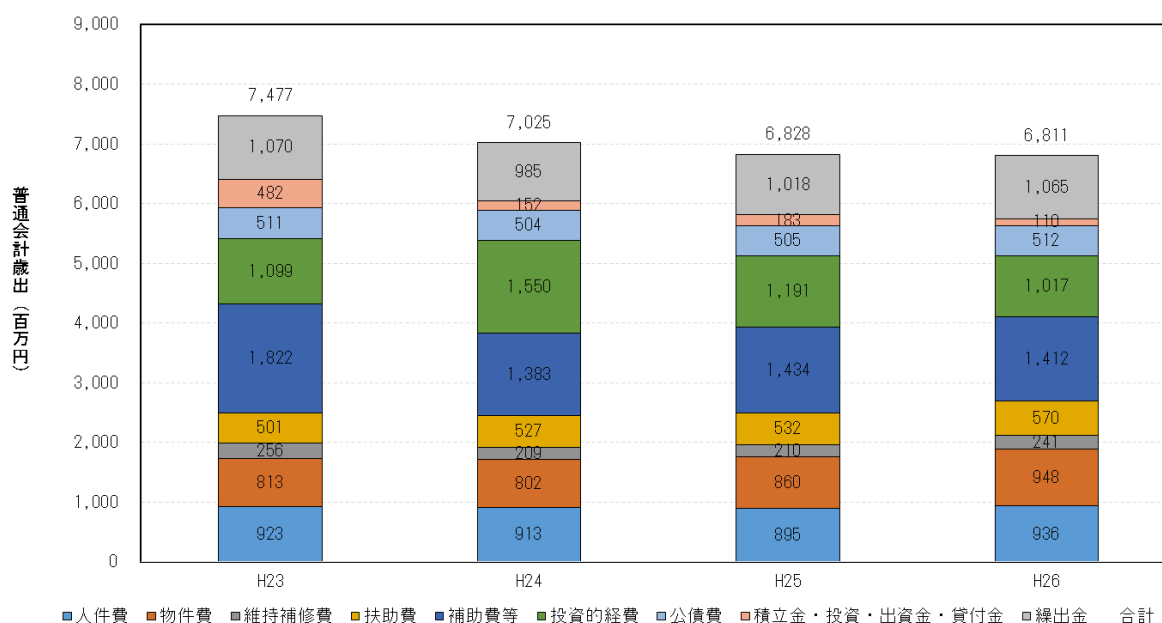
町債は、増加傾向にあります。

国庫支出金および都道府県支出金についても、町債と同様に増加傾向にあります。

その他特定財源には、繰入金や寄附金などが含まれており、近年増加傾向にあります。

(2) 歳出

図 1-5 普通会計歳出の推移



本町の平成26年度の普通会計の歳出は68億円です。その内訳は、補助費が14億円で最も多くおよそ2割を占めており、次いで繰出金が10億円、投資的経費³が10億円となっています。

歳出の推移をみると、義務的経費のうち人件費は横ばいで推移しているものの、扶助費⁴は国の施策や景気の動向により年々増加傾向にあります。投資的経費は、平成24年に増加したものの減少傾向にあります。公債費はほぼ横ばいで推移しています。積立金・投資・出資金・貸付金は減少傾向にあります。繰出金については、ほぼ横ばいで推移しています。

³ 投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるものです。

⁴ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のことです。

5 更新費用の推計

(1) 更新費用推計の基本的な考え方

- ① 本町が保有する普通会計建物、公営事業会計建物、インフラ資産について、今後40年間の将来の更新費用を試算しました。
- ② 更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)⁵が提供している、「公共施設等更新費用試算ソフト」で採用されている単価を用い試算しました。
- ③ あくまで推計値であるため、実際にかかる経費とは異なります。

(2) 更新費用推計の前提条件（普通会計建物）

- ① 建物の大分類ごとに、法定耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。
- ② 建築から法定耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ③ 大規模改修の修繕期間は2年、建替え期間は3年とします。
- ④ 2015年度（平成27年度）時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から法定耐用年数の20%相当の期間に均等に割り当てます。

【普通会計建物の分類別更新単価表】

会計区分	分類区分	建替え単価	大規模改修単価
普通会計	町民文化系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	社会教育系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	学校教育系施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡
	公園	33万円/㎡	17万円/㎡
	供給処理施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	その他	36万円/㎡	20万円/㎡

※建替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等については含むものと想定します。

⁵ 一般財団法人地域総合整備財団[ふるさと財団]は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、様々な方法で支援している法人です。

【構造・用途別の耐用年数表】

	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄骨コンクリート	無筋コンクリート	コンクリートブロック	れんが造	プレストレストコンクリート	プレキャストコンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量鉄骨造	木造
庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

出典：「統一的な基準による地方公会計マニュアル」より

(3) 更新費用推計の前提条件（インフラ資産）

[道路]

- ① 道路の耐用年数については、平成 17 年度国土交通白書によると、道路改良部分は 60 年、舗装部分は 10 年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年とします。
- ② 道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備して行くため、路線整備状況を年度別に把握して行くのは困難です。その為、一般道路の総面積に対し更新単価を乗じて更新費用を試算します。

【道路の更新単価表】

	更新年数	更新単価
一般道路	15 年	4,700 円/m ²

※道路の更新費用推計は老朽化の状況（年度別更新費用）を反映した推計とはなっておりません。

[橋りょう]

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015 年度（平成 27 年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から 5 年間に均等に割り当てます。
- ③ 橋りょうは総面積を更新年数で割った面積を 1 年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【橋りょうの更新単価表】

	更新年数	更新単価
橋りょう	60 年	448 千円/m ²

[上水道]

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015 年度（平成 27 年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から 5 年間に均等に割り当てます。
- ③ 上水道は、管径別の延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【上水道の管径別更新単価表】

管径区分	更新年数	更新単価
導水管・300 mm未満	40年	100 千円/m
〃 ・300～500 mm未満	40年	114 千円/m
〃 ・500～1000 mm未満	40年	161 千円/m
〃 ・1000～1500 mm未満	40年	345 千円/m
〃 ・1500～2000 mm未満	40年	742 千円/m
〃 ・2000 mm以上	40年	923 千円/m
送水管・300 mm未満	40年	100 千円/m
〃 ・300～500 mm未満	40年	114 千円/m
〃 ・500～1000 mm未満	40年	161 千円/m
〃 ・1000～1500 mm未満	40年	345 千円/m
〃 ・1500～2000 mm未満	40年	742 千円/m
〃 ・2000 mm以上	40年	923 千円/m
配水管・50 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・75 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・100 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・125 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・150 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・200 mm以下	40年	100 千円/m
〃 ・250 mm以下	40年	103 千円/m
〃 ・300 mm以下	40年	106 千円/m
〃 ・350 mm以下	40年	111 千円/m
〃 ・400 mm以下	40年	116 千円/m
〃 ・450 mm以下	40年	121 千円/m
〃 ・500 mm以下	40年	128 千円/m
〃 ・550 mm以下	40年	128 千円/m
〃 ・600 mm以下	40年	142 千円/m
〃 ・700 mm以下	40年	158 千円/m
〃 ・800 mm以下	40年	178 千円/m
〃 ・900 mm以下	40年	199 千円/m
〃 ・1000 mm以下	40年	224 千円/m
〃 ・1100 mm以下	40年	250 千円/m
〃 ・1200 mm以下	40年	279 千円/m
〃 ・1350 mm以下	40年	628 千円/m
〃 ・1500 mm以下	40年	678 千円/m
〃 ・1650 mm以下	40年	738 千円/m

” ・1800 mm以下	40 年	810 千円/m
” ・2000 mm以上	40 年	923 千円/m

[下水道]

- ① 更新年数は、整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から5年間に均等に割り当てます。
- ③ 下水道は、管径別延長に対し、それぞれの延長を更新年数で割った長さを1年間の更新量と仮定し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【下水道の管径別更新単価表】

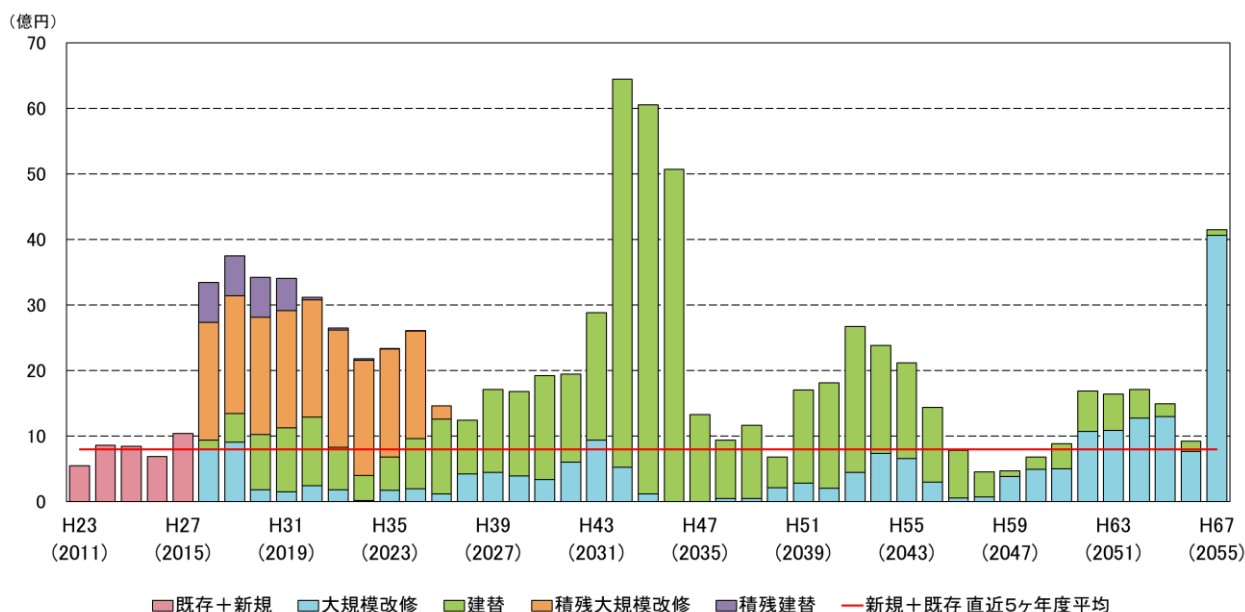
管径区分	更新年数	更新単価
管径～250mm	50 年	61 千円/m
管径 251～500mm	50 年	116 千円/m
管径 501mm～1000mm	50 年	295 千円/m
管径 1001～2000mm	50 年	749 千円/m
管径 2001mm～3000mm	50 年	1,680 千円/m
管径 3001mm 以上	50 年	2,347 千円/m

(4) 図表内用語の説明

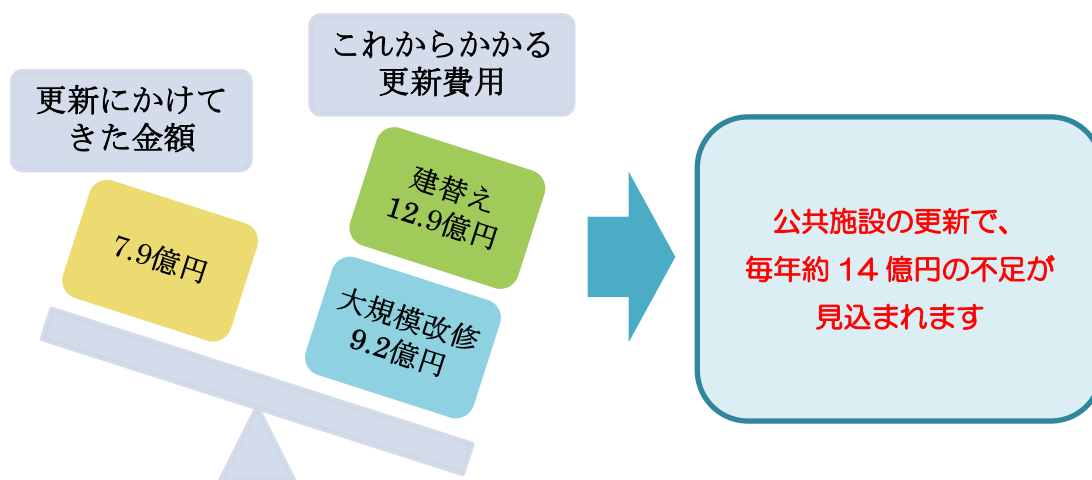
過去年度実績に関する用語	
既存更新分	投資的経費のうち、既存の公共施設の改修等更新にかけた実際の経費
新規整備分	投資的経費のうち、新規の公共施設等の建設等整備にかけた実際の経費
新規+既存 直近過去年度平均	過去年度にかけてきた、既存更新分と新規整備分の投資的経費の年平均実績額
既存更新 直近過去年度平均	過去年度にかけてきた、既存更新分の投資的経費の年平均実績額
推計以降に関する用語	
大規模改修	建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の一種以上について行う過半の修繕、模様替えのこと
積み残し(積残)	試算開始時点で、既に建物の更新時期(大規模改修・建替え時期)を過ぎているが、更新されずに残されている建物 【積み残し建替え】建替えの更新年度が試算開始以前である場合 【積み残し大規模改修】大規模改修の更新年度が試算開始以前である場合(ただし、およそ耐用年数の80%に相当する期間を経過している建物については、大規模改修は実施せずに建替えするものとし、大規模改修についての費用計上は行わない。)
年更新費用試算額	試算開始年度から40年の間にかかる試算された更新費用総額の年平均額

(5) 公共施設の将来の更新費用

図 1-6 公共施設の更新費用試算(普通会計建物)



年平均でみると…

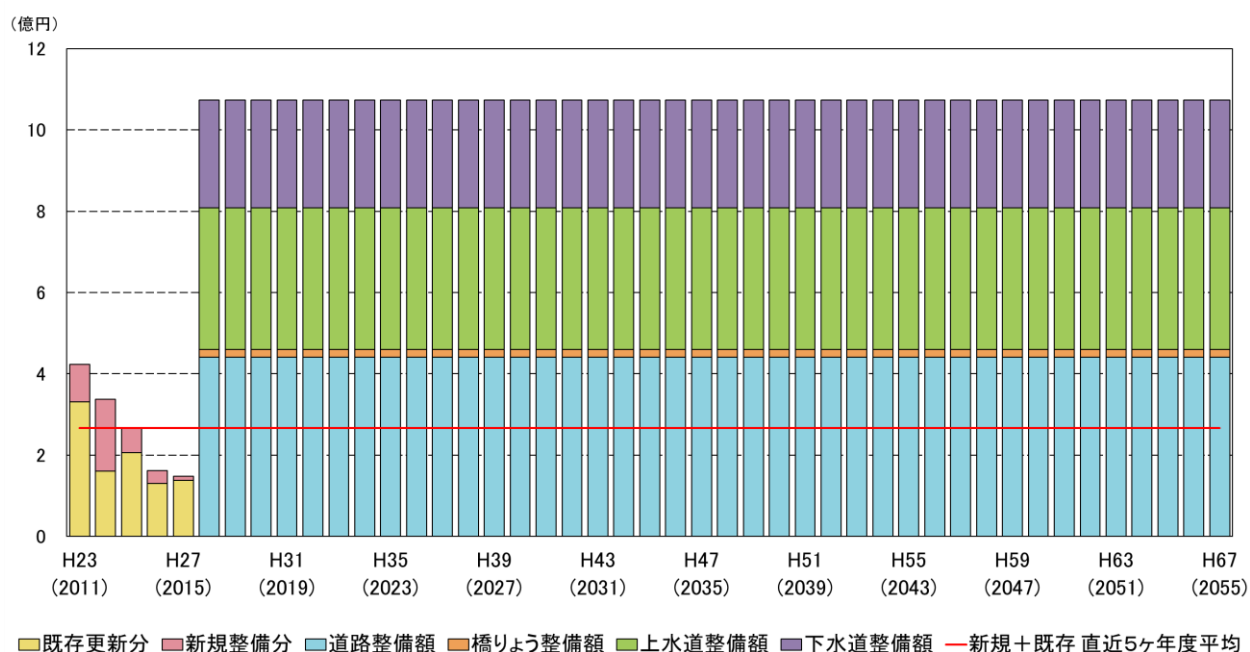


現在本町が保有する普通会計の施設を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）ですべて更新したと仮定した場合、今後40年間の更新費用の総額は883.5億円で、試算期間における平均費用は年間22.0億円となります。

過去5年間（平成23年度～平成27年度）の公共施設にかけてきた投資的経費は、年平均7.9億円ですので、直近の投資的経費の2.8倍の費用がかかる試算となります。

(6) インフラの将来の更新等費用

図 1-7 インフラ資産の更新費用試算



道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラについても、建物と同様、耐用年数が来れば更新していかなければなりません。

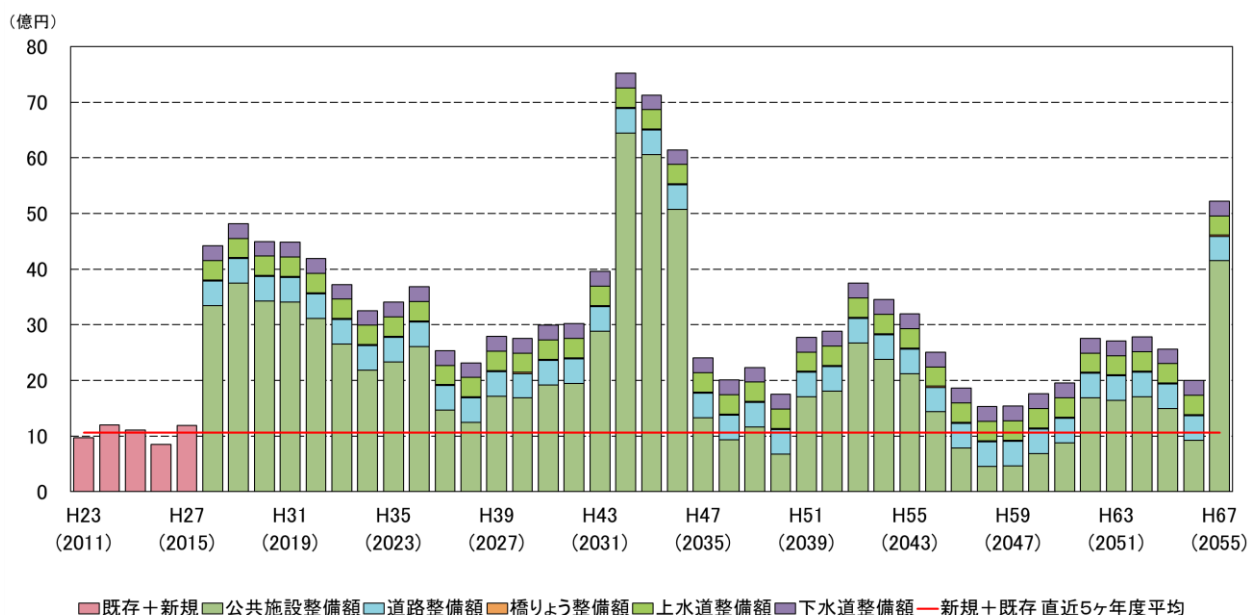
耐用年数経過後に、現在と同じ面積、延長などで更新したと仮定して試算した結果、今後40年間の更新等費用の総額は429.4億円で、試算期間における平均費用は年間10.7億円となります。

過去5年間(平成23年度～平成27年度)における投資的経費は、年平均約2.6億円ですので、現状の3.9倍の費用がかかる試算となり、公共施設以上に財政的負担が大きいことが分かります。

更新等費用を年度別でも、すべての年度で新規整備分を含めたこれまでの支出平均額を超過することとなるため、すべてのインフラを維持・更新することを前提とすれば、これまで以上に経費をかけていくことが必要となります。

(7) 公共施設等の将来の更新等費用

図 1-8 公共施設とインフラ資産の更新費用試算



現在本町が保有する公共施設とインフラの更新等費用を加えた公共施設等の今後 40 年間の更新等費用の総額は 1,313.0 億円で、試算期間における平均費用は年間 32.8 億円となります。

これは、公共施設のみを更新を考えた場合の 22 億円と比べて約 1.5 倍となります。

過去 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）の公共施設等にかけてきた投資的経費は、年平均 10.6 億円ですので、現状の 3 倍の費用がかかる試算となります。

さらに、本町の財政は、今後の人口減少による歳入の減少が想定されます。そのようななか、これまでの投資の 3 倍もの支出を続けることは、財政上困難といえます。上下水道等の特別会計においても、独立した経営主体として、将来の負担を考慮に入れながら、経営基盤の強化に取り組むことが必要です。

6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額や、これらの経費に充当可能な財源の見込額などを算出するにあたり、第1章4(1)～(2)において過去の財政状況を分析するとともに、第1章5(5)～(7)において公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額を試算しました。

また、これらの経費に充当可能な財源の見込額を算出するために、以下のような主な前提条件を設定し、普通会計について歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーションを行いました。

【歳入の主な前提条件】

- ・平成24年度から平成27年度の決算額を基礎とする
- ・個人町民税は生産年齢人口の減少に伴い減少させる
- ・地方消費税交付金は消費税改正の影響を見込む
- ・地方交付税は人口の減少に伴い減少させる
- ・国庫支出金・県支出金は歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる

【歳出の主な前提条件】

- ・平成24年度から平成27年度の決算額を基礎とする
- ・扶助費は対応する年代別にそれぞれの年代の人口増減に対応して増減を見込む
- ・公債費は歳入のシミュレーションで増加した町債についても反映させる
- ・普通会計公共施設及び道路・橋りょうの更新費用のみを対象とする
(上下水道事業及び病院事業は独立採算を前提とすることから対象外とする)
- ・公共施設等投資の前提は、原則すべての公共施設等を維持・更新すると仮定してシミュレーションを行う

その結果、歳入は地方交付税減少の影響等により、今後も減少が見込まれるのに対して、歳出は公共施設等の更新等や投資の際に発行する町債の返済などの影響等により増加することが予想され、収支差額は大きなマイナス（歳出を歳入で賄えなくなる）となることが推計され、財源不足の総額は、40年間で765億円（平均すると1年当たり19億円）と推計されました。

なお、この推計は、平成28年度以降、新規建設(建て替え等ではない新設)を行わなかった場合の推計であり、平成28年度以降に行った公共施設等建設にかかった経費及びその運営にかかる経費を加えると、収支差額はさらに拡大することになります。

図 1-9 歳入シミュレーション

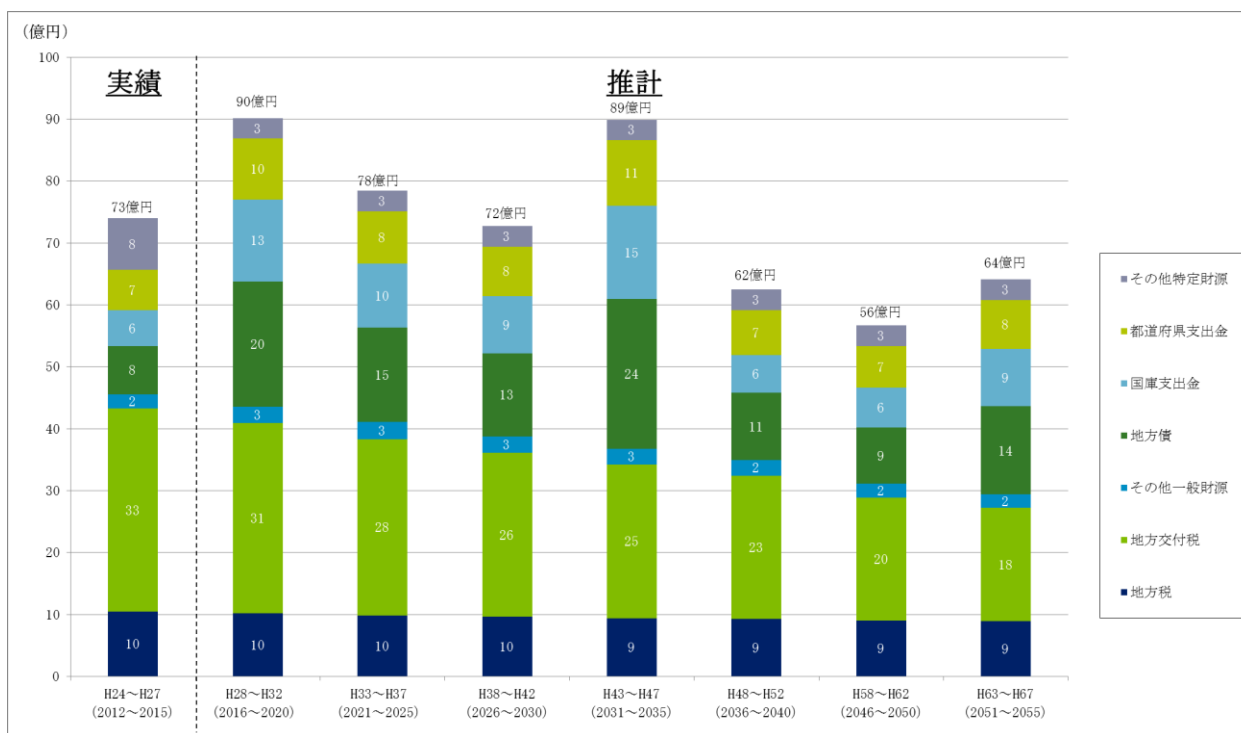
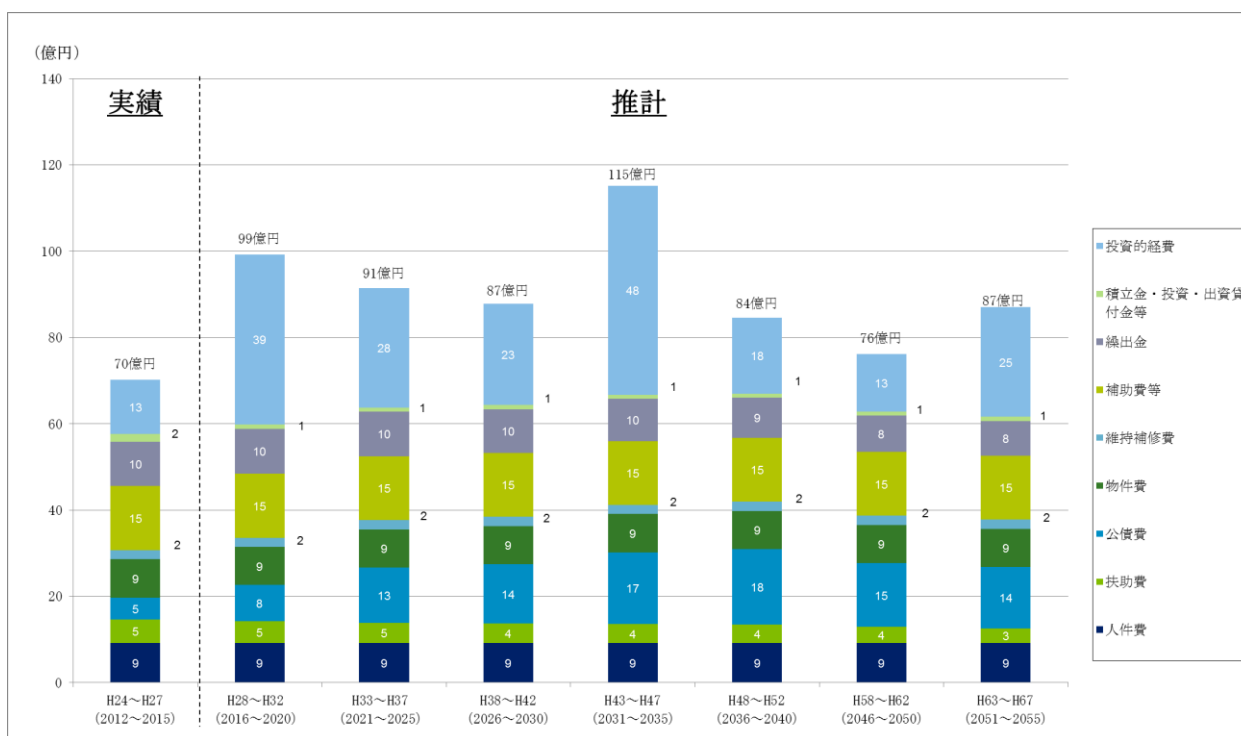


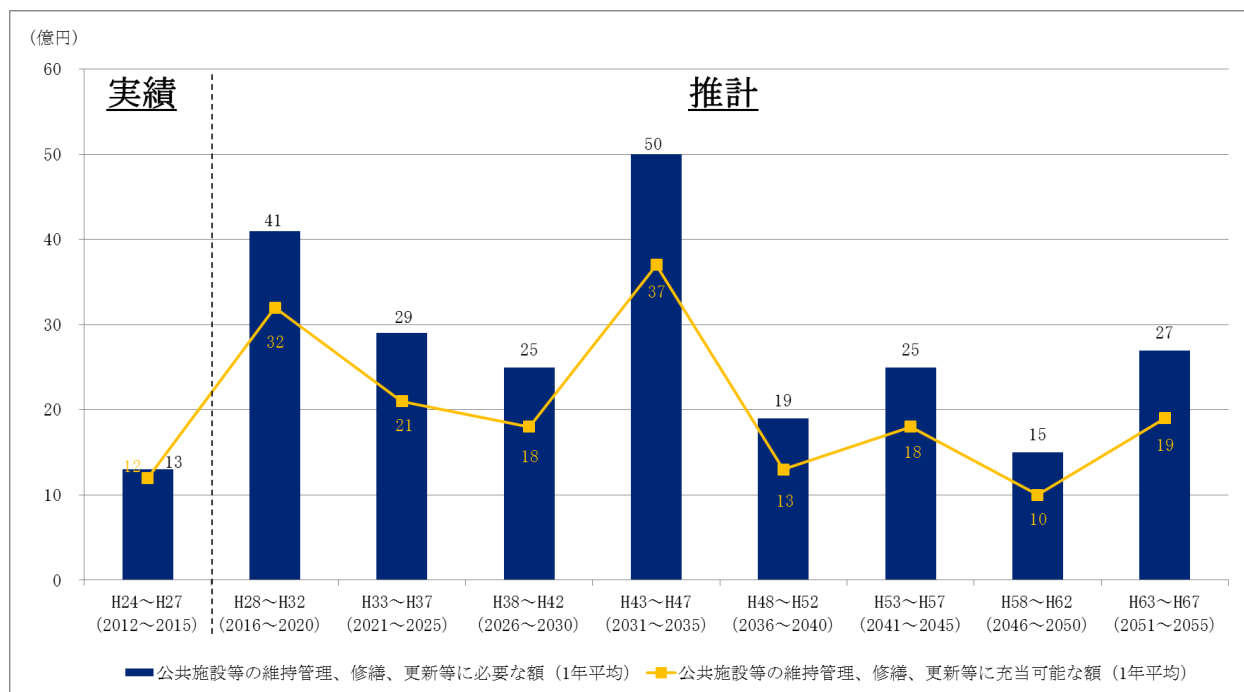
図 1-10 歳出シミュレーション



※この推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本町の財政運営をこの推計とおりに行っていくことを示すものではありません。
 ※歳入歳出のシミュレーションにあたっては、5年毎の平均値を示しています。

これらの歳入歳出の状況から投資に使用可能な金額を算出し、これを公共施設投資の必要額と比較したものが下図になります。これによると、今後40年間で、約303億円の更新財源不足が見込まれます。

図1-11 公共施設投資の必要額と使用可能な金額の比較



第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 人口減少及び少子高齢化による町民ニーズの変化

津南町の人口は、昭和30年に21,909人を記録して以降、減少が続き、平成27年には10,029人まで減少しています。今後もこの傾向は継続することが考えられ、平成52年には6,670人まで減少することが推計されています。これと同時に、年少人口、生産年齢人口の減少及び老年人口の増加により、少子高齢化が見込まれています。

これらにともなう世代構成の変化により、子育て支援施設や学校教育系施設では余剰が発生し、高齢者を対象とした高齢福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。また、地域によって人口の増減や年齢構成等の推移も異なることが見込まれます。このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、町民ニーズに適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化

本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和53年度から昭和62年度にかけて整備が集中しています。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55年度以前に整備された施設は9.6%にのぼり、安心・安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。

昭和55年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、スポーツ・レクリエーション系施設や学校教育系施設が多くを占めます。こうした老朽化施設については、今後の人口動向、世代構成の変化を考慮し、その必要性を精査したうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設の更新需要の増大

現在本町が保有する公共施設の今後40年間の更新費用の総額は883.5億円で、試算期間における1年あたりの平均費用は22.0億円となります。

過去5年間（平成23年度～平成27年度）に既存の公共施設の更新にかけてきた金額は年平均7.9億円となっています。よって、現在本町が保有する公共施設を今後も全て維持していくと仮定した場合、今後40年間でこれまでの2.8倍程度の公共施設の更新に係る支出が必要となる計算になります。

(4) 公共施設等にかける財源の限界

本町の町税収入は、ほぼ横ばいで推移しています。しかし、今後は生産年齢人口の減少等に伴って町税収入の減少が見込まれ、扶助費等の歳出は増加することが見込まれます。

また、整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となり、大規模修繕なども必要となります。このように、公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

2 計画の目的

本計画は、本町において厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえて、町内全体の公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

また、本計画で示された方針に基づき、今後、個別施設の再編整備計画を策定するなどして、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めていきます。

3 計画期間

平成 27 年度現在で保有・管理する公共施設等を今後もすべて維持・更新すると仮定した場合、平成 43 年度以降、公共施設等の更新費用が一段と増大してくると推計しています。よって、それまでに本町における公共施設等の保有量を最適化し、財政負担の軽減・平準化を図っておく必要があることから、本計画においては、2045 年度（平成 57 年度）までの 30 年間に計画の目安として設定します。

なお、本町を取り巻く社会情勢や、国の施策等の推進状況等を踏まえ、見直し等を図ります。

【計画期間】

2016 年度(平成 28 年度)から 2045 年度(平成 57 年度)の 30 年間

4 計画の構成について

本計画においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を、長期展望を示す基本構想として位置付けます。

また、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を、基本構想を実現するための基本計画として位置付けます。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・現在行っている定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・公共施設マネジメントシステムで点検・診断等の実施結果を蓄積することで、点検・診断等の状況を全庁的に適時に把握していきます。
- ・施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度を付けて、計画的に改修・更新します。
- ・維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しを検討します。
- ・公共施設マネジメントシステムで、維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画の策定に役立てます。

- ・今後も維持していく公共施設については、中長期的修繕計画を策定することを検討します。
- ・管理運営にあたっては、指定管理委託のほか、PPP⁶/PFI⁷の積極的な活用を検討します。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

（３）安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多くの町民の利用がある施設かどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置を適切にとっていきます。

（４）耐震化の実施方針

- ・災害拠点かどうか、多くの町民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を検討します。
- ・道路、橋りょう、上下水道等のインフラについても耐震化の検討を進めていきます。

（５）長寿命化の実施方針

- ・地区ごとに公共施設の耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握します。
- ・町民とともに、大切に公共施設を取り扱っていくことで、少しでも長く公共施設を利活用していきます。
- ・個別施設のインフラ長寿命化計画の策定を進めていきます。

（６）統合や廃止の推進方針

- ・公共施設等の将来の更新費用の試算結果として、そのための財源が不足していることが明確となりました。公共施設の総量縮減だけで、その財政的な対応をすることはできませんが、可能な限りの公共施設の縮減を進めていく必要があるということが明らかです。
- ・公共施設の総量に関しては、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針や財政推計及び直近4年間の更新費用実績額と今後見込まれる更新費用試算額との比較等によると3割程度の縮減が必要となっています。
- ・公共施設の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設の状態にとらわれない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。
- ・当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化や町民ニーズを踏まえた再編を進めます。

⁶ Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

⁷ Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

- 公共施設の多機能集約化（1つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取り組み）を検討します。
- 近隣市町村との広域連携も考慮し、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討します。
- インフラについても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

（7） 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 公共施設マネジメントシステムにより、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。
- 公共施設マネジメントシステムは、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。
- 職員一人ひとりが、経営的視点を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントを行うため、研修会等を実施していきます。
- 本町では、民間活力の活用を意図した指定管理者制度を導入してきましたが、再度検証を行い、町民サービスの向上に努めるとともに、導入していない施設については、同制度の導入について検討を進めていきます。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

【公共施設】

1 集会施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

集会施設は、津南町公民館(ホール及び図書室を除く)と克雪管理センター(結東集落及び所平集落)、美雪町集落開発センターといった町民活動の拠点として位置づけられている施設です。

これらの施設は昭和50年代に建築され、老朽化が進行している施設が多くみられます。今後の更新を検討するにあたっては、集会施設は町民活動の拠点として位置づけを考慮し、町民と協議をしていく必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

集会施設は、各集落における町民活動の拠点と位置づけ、必要な集会機能を確保していきます。津南町公民館は文化施設(ホール)及び図書室との複合を保ちつつ、町民が利用しやすい施設のあり方を検討していきます。また、克雪管理センターと美雪町集落開発センターについては老朽化が進行していることから、建替更新等について集落と協議をしていきます。

2 文化施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

文化施設は、当町で津南町公民館(ホール)のみとなっており、町内団体の行事・イベントや講演会等で利用されています。

当該施設は昭和60年度に建築され、耐用年数到来年度は平成47年度になっています。フルコストは年間4,196千円となっている一方、収入は91千円となっており、運営方法の見直し等を検討していくことが必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

津南町公民館(ホール)は、当町唯一の文化施設であることを踏まえ、適切に維持管理していきます。

3 図書館

(1) 現状や課題に関する基本認識

図書館は、当町で津南町公民館(図書室)のみとなっています。当該施設では、移動図書車による移動図書も実施しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

津南町公民館(図書室)は、当町唯一の図書館であることを踏まえ、適切に維持管理していきます。

4 博物館等

(1) 現状や課題に関する基本認識

博物館は、船山集落に津南町歴史民俗資料館、卯之木集落に農と縄文の体験実習館「なじょもん」の2施設があります。これらの施設は苗場山麓ジオパークの拠点として位置づけられています。

当町の根幹施設であることから継続的な運営が求められており、利用者増によるコストの低減を実現するため、運営上の創意工夫が求められます。また、津南町歴史民俗資料館は老朽化が激しいため、早急な対応が求められています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

両施設は、苗場山麓ジオパークの拠点と位置付けられており、施設の維持管理は重要であることから、苗場山麓ジオパーク事業の推進と併せて入館者の増加策を検討していきます。また、津南町歴史民俗資料館については、新施設の建設について文化庁との協議を進めていきます。

5 スポーツ施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

体育館は、町直営の津南町総合センターと運営主体が指定管理者のサンビレッジ津南の2施設あります。津南町総合センターはスポーツ少年団、サンビレッジ津南はゲートボールやテニス等の愛好者を中心に利用されています。

屋外運動場は、マウンテンパーク津南のクロスカントリースキー管理棟があり、クロスカントリースキーの練習や競技大会に利用されています。平成3年度に建築され、耐用年数到来年度は平成27年度となっており、すでに経過しています。

厚生労働大臣認定の温泉利用型健康増進施設のクアハウス津南は、指定管理者に管理運営を委託しています。クアハウス津南には温泉施設や温泉プールがあり、年間を通して水泳や水中歩行等、健康づくりのために利用されていますが、オープン後30年以上が経過し、施設の老朽化により修繕経費が年々増加しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

体育館やプールなど町民が利用する施設については、利用状況などを考慮して今後の更新を検討していきます。特に、クアハウス津南の温泉施設は町民のいこいの場として、プールは水泳教室等の場として施設利用者は増加傾向にありますが、施設が老朽化していることから、早急に更新計画を検討する必要があります。屋外運動場については、適切に維持管理していきます。

6 レクリエーション・観光施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

行政財産として管理されているレクリエーション・観光施設は、茶屋峠展望台の1施設です。同施設は、マウンテンパーク津南第3グレンデの頂上に設置されており、そこから日本一の河岸段丘が望める施設となっております。同施設は昭和57年度に建築され、耐用年数到来年度は平成34年度になります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

当該施設から望める河岸段丘は、苗場山麓ジオパークの要素の一つになっていることから、必要な維持修繕を行っていきます。

7 学校

(1) 現状や課題に関する基本認識

小学校は、昭和31年に22校（分校含む）ありましたが、統廃合により平成28年度現在で3校にまで減少しました。「津南町総合振興計画」等の方針に沿って小学校の適正規模及び適正配置を検討しています。

中学校は、昭和31年に9校（分校含む）ありましたが、統廃合により平成28年度現在で1校のみとなりました。

廃校となった学校のうち、現存しているものは5校あります。これらは近年閉校となった学校であり、今後の管理が課題となっています。平成24年に閉校となった旧上郷中学校は、平成27年に「上郷クローブ座」として生まれ変わりました。また、平成22年度に閉校した旧三箇小学校も、都市住民との交流拠点施設として平成28年度に一部改修を行いました。その他の学校も利活用を行う方向で検討していきます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

小学校は、「津南町総合振興計画」に沿って、学校の適正規模及び適正配置を検討していきます。現在、津南小学校を除く2校で複式学級となっており、積上げ学習ができない、少人数のため団体で経験できないスポーツがある等の課題があることから、今後のあり方を検討していきます。

廃校となった学校は、上郷クローブ座や旧三箇小学校のように利活用を検討していきます。

8 その他教育施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

給食センターは、津南中学校に併設されています。ここで作られた給食は、津南中学校と新潟県立津南中等教育学校前期課程の生徒に届けられています。

教員住宅は、津南小学校教員住宅、津南中学校教員住宅、陣場下教員住宅A棟、陣場下教員住宅B棟、美雪町教員住宅、芦ヶ崎小学校教員住宅の6施設あります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

給食センターは、津南中学校と津南中等教育学校前期課程の生徒の教育上必要な施設のため、今

後も適正な維持管理を行っていきます。

廃校になった学校の教員住宅は、原則として「子育て支援住宅」としての利活用を検討し、現存の教員住宅で利用者数が少ない施設は、運営方法の検討を行っていきます。

9 保育園

(1) 現状や課題に関する基本認識

現在運営中の保育園は、町内に6箇所あります。少子化の影響で、近年では3箇所が休園や閉園となりました。小規模保育園が分散しており、今後さらに小規模になる見込みです。

園児数では、ひまわり保育園が74人で最も多く、上郷保育園が29人で最も少なくなっています。1人当たりのフルコストでは、園児数が少ない保育園ほど高くなる傾向があり、運営方法の見直しを検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

保育園も小学校同様、集団生活を学ぶ大切な時期であり、平成25年には津南町保育園等のあるべき姿検討委員会から保育園の適正規模について答申されています。

小学校の統廃合及び適正配置を考慮した新施設の建設等を検討していきます。

10 高齢福祉施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

津南町高齢者生活福祉センターは、日常生活に支援が必要な高齢者に対して介護保険法に規定する通所介護や居住の場を提供しており、指定管理者として社会福祉法人が運営しています。高齢者コミュニティセンター「そだき苑」は、団体の会議や温泉利用等、高齢者の憩いの場として多くの方から利用いただいています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

高齢福祉施設は、高齢化に伴い需要の増加が見込まれますが、津南町人口ビジョン（平成28年3月）の推計によれば、平成37年頃から老年人口が減少する見込みになっています。しかし、高齢者の憩いの場として、また通所や生活の場を通して、心身の健康保持及び心身機能の維持向上のために必要な施設であることから、施設の適切な運営を行っていきます。

11 保健施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

津南町保健センターは、保健衛生事業と子育て支援事業の複合施設となっています。当施設は、昭和60年度に保健衛生事業の施設として建築されました。その後、平成18年度に同施設内に「子育て支援センター」が設置され、今日まで運営されています。

保健衛生事業としては、各種健康診査や育児相談、調理実習、食生活改善など幅広い用途に利用されています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

津南町保健センターの耐用年数到来年度は、平成47年となっています。今後の更新については、他施設との複合化を視野に入れて検討していきます。

1.2 庁舎

(1) 現状や課題に関する基本認識

津南町役場庁舎は、昭和56年度に建築し、平成43年に耐用年数が到来します。庁舎のあり方や他施設との複合化の検討を進める必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

当町は、地震等の災害が多い地域であるとともに、日本有数の豪雪地帯です。庁舎は災害対応の拠点となること等を踏まえ、安全性や利便性の向上を重視しつつ、他施設との複合化も含めて、長寿命化対策等を検討していきます。

1.3 その他行政系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

その他行政系施設には、旧津南分遣所（水防倉庫）や岡倉庫、津南町役場車庫棟、除雪機格納庫が含まれます。

旧津南分遣所は、平成47年に耐用年数が到来します。同施設は、災害時に必要な備品等が収納されており、町民の安全確保に必要不可欠な施設です。

岡倉庫は、当町の備品や行政書類等を保管している倉庫です。耐用年数はすでに過ぎており、別の既存施設への移動等の検討が必要です。

津南町役場車庫棟は、公用車の車庫棟です。車庫棟には、スクールバス3台、普通車8台、軽自動車10台が格納されています。平成28年で耐用年数が到来するため、更新を検討する必要があります。

除雪機格納庫は、町が保有する除雪車が格納されており、平成36年に耐用年数が到来します。

(2) 管理に関する基本的な考え方

その他行政系施設は、複合化できる施設は複合する方向で検討していきます。

1.4 公営住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

町営住宅は、町民の居住の安定と福祉の増進を目的として設置されており、施設は常に満室となっています。老朽化が著しい美雪町住宅は平成21年から平成28年にかけて9棟の建替えを行い、平成29年には、大船住宅団地の建替え工事が竣工予定です。

子育て支援住宅は、昭和61年から平成5年にかけて建築された教員住宅を利活用した施設です。耐用年数が過ぎた住宅もあり、今後ますます老朽化が進んでいきますので、今後のあり方を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

町営住宅は、町民の需要が多い施設であること、子育て支援住宅は、子どもを安心して育てることのできる環境づくりを支援することを目的に設置した施設であることから、計画的に点検や改修を行いながら、適切に維持管理していきます。

15 公園

(1) 現状や課題に関する基本認識

中津川運動公園は、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場が併設されています。また、同敷地内にはトイレや倉庫等の施設が設置されています。町民の健康増進等の目的で多くの町民から利用されています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

耐用年数到来年度は30年以上先ですが、定期的に点検や改修等を行いながら、適切に維持管理していきます。

16 その他

(1) 現状や課題に関する基本認識

その他施設は、普通財産を中心に数多くの施設が含まれます。今後利用することが見込まれない施設については、廃止を含め今後のあり方を検討していきます。一方、現在利用している主要施設についても、利用者数や維持管理費、老朽化度等を考慮し、あわせて検討する必要があります。

マウンテンパーク津南は、昭和59年から平成17年にかけて施設整備を行っており、公設民営の施設として運営しています。平成43年に耐用年数が到来するため、今後のあり方を検討する必要があります。

リバーサイド津南は、駅に温泉がある珍しい施設です。耐用年数到来年度はまだ先ですが、今後のあり方を検討していきます。

上郷クローブ座は、旧上郷中学校を利活用した「都市と地域の交流の場」を目指し平成27年度に改修した施設です。

竜神の館は平成7年に建築されました。利用者減少による赤字が続いており、今後の運営方法を検討する必要があります。

ニュー・グリーンピア津南は、昭和60年にグリーンピア津南としてオープンし、平成17年に年金資金運用基金から町へ譲渡され、同年10月に公設民営でニュー・グリーンピア津南としてリニューアルオープンしました。当町最大の宿泊施設であり、また各種イベントを実施しています。特に津南雪まつりでは、スカイランタン打ち上げ会場として、町外から大勢の観光客が来町します。今後は、運営方法を優先的に検討し、更新については慎重に検討する必要があります。

萌木の里と結束ふるさと資源活用施設「かたくりの宿」は、秋山郷にある温泉施設です。秋山郷の観光振興の拠点施設と位置付けられています。苗場山麓ジオパークが認定され、さらに重要な施設となるため、今後のあり方を検討する必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

今後利用することが見込まれない施設は、適切な管理を行いながら計画的に解体します。

マウンテンパーク津南は、新しい民間事業者に委託したばかりですので、当面は状況を見ながら今後の建物更新を検討します。スキーリフト等の付帯施設は、教育面での必要性和維持費を勘案しながら検討を行います。

リバーサイド津南と竜神の館は、各施設が持つ温泉の配管設備の老朽化で維持費がかさんでいる一方、利用者数の大半が地域住民に依存している状況で、人口減少・高齢化で利用者が減少していることから、長期的・抜本的な対策を検討します。

上郷クローブ座は、上郷地区の文化拠点施設として維持していくとともに、利用率を上げるための運営方法について検討していきます。

萌木の里は、温泉の配管設備の老朽化で維持費がかさんでいる一方、観光客が減少しており、委託先を含め今後の運営方法を検討します。

結束ふるさと資源活用施設は、秋山郷観光のニーズ変化に対応できるよう、運営方法について受託者と検討していきます。

ニュー・グリーンピア津南は、今後も観光面での重要な牽引施設であることから、国県の補助制度等を活用し、施設の更新を順次行っていきます。

17 道路

（１）現状や課題に関する基本認識

山間地域を多く抱える本町において、道路は重要な生活インフラを兼ねています。道路の老朽化が交通の安全性に関わるため、パトロールや定期的な点検、適切な維持管理を行っていく必要があります。

しかしながら、今後の維持管理等に伴う負担は重くなることを見込まれるため、交通量等や通学路の交通安全対策も含め今後の整備を検討する必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

今後も町道の整備は、本町の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性等を勘案して整備を行っていくこととします。また、既存の町道については、地域・沿道の利用状況等や、通学路の安全確保も踏まえて維持・修繕や今後の方針を検討していきます。

維持管理については、トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防保全的な取り組みを行い、道路利用者の安全確保等に努めます。

18 橋りょう

（１）現状や課題に関する基本認識

本町は橋りょうを69橋有し、今後急速に老朽化が進展する見通しであり、更新に伴う負担は重くなることを見込まれるため、平成26年3月に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、本町の財政状況を踏まえ、計画的かつ適切な維持管理に努める必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

橋りょうについては、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行い、健全性を評価します。緊急性や重要性等を勘案し、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防保全的な取り組みを行い橋りょうの長寿命化を図るとともに、道路利用者の安全確保等に努めます。

19 上水道（簡易水道）

（１）現状や課題に関する基本認識

本町は水道施設を多数有しており、昭和30年代～40年代に創設した古い施設が多くあります。下水道事業その他の事業との同時施工により管の更新と管網の整備を進めてきましたが、配水池、水源取水施設においては老朽化が進行しています。

（２）管理に関する基本的な考え方

水道は町民生活に直結する重要なインフラであり、水道水の安定的な供給を図るべく、アセットマネジメントを実践し、効率的な施設の更新・耐震化を行います。また、定期的な施設の点検・修繕を実施し、安定した維持管理に努め、遠方監視装置等の整備を推進し、異常・故障等の早期対応を心がけ水道水の安定供給に努めます。

20 下水道（農業集落排水施設を含む）

（１）現状や課題に関する基本認識

本町の下水道施設は平成22年にほぼ完成し、農業集落排水施設は平成17年度に完成しており、汚水処理施設は8施設を有しています。管渠においては、主に塩ビ管を使用しているため耐用年数は長くなっていますが、汚水処理施設は、整備後19年経過している施設もあり、今後、大規模更新の時期を迎えることとなります。

（２）管理に関する基本的な考え方

下水道・農業集落排水施設は町民生活に直結する重要なインフラであるため、適正な維持管理、修繕・更新等を実施し、施設の機能維持と処理経費の縮減に努めます。また、汚水処理計画の見直しを行い、併せて長寿命化計画を策定し、計画的・効率的な更新・修繕事業を行い安定した維持管理に努めます。

21 病院

（１）現状や課題に関する基本認識

病院事業会計では、津南病院と医師住宅を保有しており、施設の老朽化が進んでいます。また、運営面では患者数の減等を要因とした医業収益の減により、一般会計から多額の補助が余儀なくされています。

（２）管理に関する基本的な考え方

財政状況について考慮しつつ、地域医療に貢献できるよう、必要な機能を確保していきます。

第4章 フォローアップの実施方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策について

公共施設に関する情報は、公共施設マネジメントシステムを導入し、公会計管理台帳などとあわせて総務課で一元的に管理する体制とします。公共施設の利用状況などは、各施設所管課により適時にシステム入力を行い、公共施設の現状をいつでも把握できる状態とします。

本計画の着実な推進にあたっては、課長会議において全庁的な取組体制をとり、公共施設の効率的な配置の検討審議等を継続的に行っていきます。

2 フォローアップの進め方について

- ・本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、定期的に評価を実施していきます。
- ・計画の進捗状況や社会環境の変化に対応した見直しを行っていきます。
- ・基本計画として位置づけられる本計画に沿って、今後個別施設の再編整備計画を策定し、具体的な取り組みを進めていきます。

3 町議会や町民との情報共有について

- ・本計画の進捗状況については、随時町民への情報公開や町議会への報告を行います。
- ・本計画を踏まえた個別施設の再編整備計画などの策定にあたっては、町議会や町民との協議を重ねていきます。
- ・本計画に基づく施設の整備にあたっては、地域や町民のニーズをくみ取りながら進めていきます。

津南町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

発行／津南町

編集／総務課企画財政班

URL : <http://www.town.tsunan.niigata.jp>

〒949-8292

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

TEL : 025-765-3112 (直通)

FAX : 025-765-4625